

第18回山形県障がい者スポーツ大会アーチェリー競技実施要領

- 1 日 時 2019年5月19日(日)
受 付 9時00分(山形県リハビリセンター射場)
開 始 式 9時20分(山形県リハビリセンター射場)
競 技 開 始 9時40分
競 技 終 了 13時00分
- 2 会 場
山形県リハビリセンター射場
山形市大字大森385 電話:023-686-4084
- 3 主 管(運営協力)
山形市アーチェリー協会
山形県身体障害者アーチェリー協会
- 4 競 技 規 則
2019年(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」、(公社)全日本アーチェリー連盟競技規則及び大会申合せ事項による。
- 5 参 加 対 象 者
身体障がい者(肢体不自由、聴覚障がい、内部障がい)
- 6 標 的 競 技
(1) 競 技 種 目 は 男 女 と も 次 の と お り と す る。
①50m・30mラウンド②30mダブルラウンド③20mダブルラウンド(リカーブのみ)
(2) 行 射 時 間 は、各 距 離 か ら 1 エ ン ド 3 射 (2分) で 3 6 射 ず つ 行 射 す る。
また、プ ラ ク テ ィ ス は、2分フリー2回とする。
(3) 部 門 は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。
- 7 競 技 方 法
(1) 標 的
リカーブ部門は直径80cm的、コンパウンド部門は6リング的を使用する。
(2) 時 間
ストップウォッチで時間を管理進行し、行射開始にホイッスルと白旗で、行射終了30秒前に計時係が黄色旗を上げ時間を知らせる。
(3) リカーブ部門の用具
障がい区分1(第8頸髄まで残存)及び障がい区分3(上肢障がい)の選手は、リカーブ部門において、審判長の承認を得て、手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。

また、障がい区分1及び障がい区分3以外の選手で上肢にも障がいがあり、補助具を使用しないと行射できない選手も、審判長の承認を得れば使用することができる。

(4) 行 射

- ① 車いすあるいは、いす使用の競技者は、シューティングライン後方に少なくとも車いすの1輪または、いすの1脚を置いて打射しなければならない。
- ② 行射中は、押手及び弓を車いすや、いす等で支えてはならない。
- ③ いす使用の競技者は、いすの脚と競技者の足によって囲まれる地面との接触範囲は、幅60cm×80cmの広さを越えてはならない。また、いすは背もたれ肘掛など、体を支える構造があってはならない。
- ④ 車いす競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

(5) 立 順

- ① 立順は、Aの1立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。
- ② 2名3名の競技者が同時に行射する場合、車いすまたはいすを使用の競技者は、常にシューティングライン上にとどまっても良い。その場合、弓を膝の上もしくは、シューティングライン後方に置くことによって、打射を終了したものとする。

(6) 得点記録

競技者自身が標的に行けない場合、審判長の許可を得て競技者の代行者に得点記録と矢の回収の権利を委託することができる。

8 競技用具

競技に必要な用具は出場選手が各自用意する。

9 服 装

競技にあたっては、競技に適した服装を着用すること。

10 表 彰

表彰は競技終了後、各部門の種目毎、男女別に行う。

11 出場申込方法

アーチェリーに出場を希望する者は、出場申込書(様式1-3)により2019年5月1日(水)までに申し込むこと。(郵送またはメールでの申込みのみ受け付けます。なお、FAXでの申込みは一切受け付けません。

また、障がい区分に該当しない種目には出場できない。

12 その他

- (1) 全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に出場する選手は、グリーンバッジ(安全バッジ)を所持していることが望ましい。
- (2) 20mダブルラウンド出場者は全国障害者スポーツ大会の選手選考の対象としない。